

義務教育の在り方ワーキンググループ (第8回(令和5年8月24日))における主な意見

1. 学びにおけるオンラインの活用

- オンラインの活用は、学びの姿や授業の姿を変える一つのきっかけとなる。今後、特別なものから、日常的なものとしてとらえることも必要。1人1台端末の普及を基盤として、オンラインのメリットをうまく生かし、より気軽に様々な場面で従来の対面型と組み合わせていくことが必要。
- 部活や学校行事も含め、人と人との関係性の中で協働したり、傷ついたり、楽しんだりするということが、学校という場所に人が集まる一番の価値ではないか。
- 単にオンラインを活用するのではなく、対面とオンラインを適切に組み合わせることによって相乗効果を高めることが重要。
- 一口にオンラインを活用した教育といっても、小規模校等への対応、子供の特性への対応、学校に居づらい・馴染めない子供に対する学習保障のための対応など様々である。複数の選択肢から、自治体、学校、個人が戦略的に選択できる環境づくりが大切。
- 配信側からは子供の様子が明らかでないことがあるため、受信側の教師と連携して、子供一人一人の日々の様子や体調、理解度を確認・判断できるようにするほか、授業中の発問、机間指導や他者との協働や対話が可能となるよう、受信側の環境にも配慮することが必要。
- 特に義務教育段階においては、高校と子供の発達段階が異なり、受信側においてもきめ細かな指導、評価が必要なことから、見取りの専門家である教師を配置することが引き続き必要。
- 都道府県教育委員会等が学校や自治体同士を繋ぎ、優れた取組を敷衍させるなど、中間組織としての都道府県教育委員会等の可能性も模索すべき。質を保障した上でオンデマンド型の学習コンテンツを導入することや、都道府県教育委員会等が先導して、オンラインを活用した優れた取組を行うことも考えられるのではないか。
- 遠隔教育特例校制度は、今後少子化によって学校の小規模化が進む中においても、全国に学びの機会を拡大するという観点から効果的。今後の活用促進に向けて、学校長の判断で実施することを可能としたり、好事例や制度を活用する上での留意点等をまとめたりする等の取組を行うべき。